

北海道地域農業研究所 第八回通常総会記念講演

とき：平成十年五月二十八日
ところ：共済ビル七階（札幌市）

農村の高齢化社会の現状と対応

今、わが国は高齢化社会へ向かって、世界の各國に先駆けて進みつつある。特に農村においては、高齢化の進展が早く、後継者不在と共に深刻な課題となっている。このため、本年度総会における記念講演に、このテーマを取り上げ、JAの先進的事例として取り組んでいる栃木県塩野谷農業協同組合（旧JAやいた）の斎藤室長に報告を頂いた。

福祉事業と農協・行政の役割

――JA（旧JAやいた）における デイサービスの運営について――

栃木県塩野谷農業協同組合 総合対策室長 斎藤栄一

「旧JAやいた」のデイサービスセンターの特徴

「旧JAやいた」では、矢板市の委託を受けてJA単独型施設として
デイサービスセンターを運営している。
環境としてJAで運営していた結婚式場を改築（トイレや和室を新設、段
差解消等）して運営していることが特徴である。

八年四月からは国庫補助B型に内容を拡充し全国のJAにおける先駆的
的存在として取り組んでいるばかりでなく、これからデイサービスに取り組もうとしているJA等の視察を受け入れる等、JAグループにおける

斎藤 栄一（さいとう えいいち）さん



昭和16年11月27日生まれ

昭和38年 当時の片岡農協入職

昭和50年 矢板市農協と片岡農協が合併

平成3年 矢板市農協総務部長

平成6年 矢板市農協参事

平成10年3月1日 塩野谷農業協同組合総合対策室長

現在に至る

る「デイサービスへの取り組み推進に多大な貢献をしてころ。

司会 それでは「福祉事業と農協・行政の役割」と題しまして、栃木県の△やいたにおける「デイサービス」の運営について、栃木県の塩野谷農業協同組合の総合対策室長の斎藤栄一さんから講演をお願いします。斎藤さんは、昭和三十八年に当時の片岡農協に就職されまして、昭和五十年矢板市農協と片岡農協の合併に伴い矢板市農協に移られまして、平成三年に矢板市農協の総務部長に就任されました。平成六年から矢板市農協の参事になつておられます。なお今年の三月一日に一市四町の合併がございまして、塩野谷農協という形で新しく農協ができました。その総合対策室長として現在活躍中でございます。

なお今日お話し願う「デイサービスセンター」というのは、平成六年に矢板市農協が開設しました。当然斎藤さんは、当時農協総務部長から参事といつたじじい、特にこの「デイサービスセンター」の設立に対して中心的な役割を果たしてこられたしました。組合長からも、「私より詳しい人間だから安心して話を聞いてほしい」と云々の伝言がございました。そういう意味で、私たち地域農研も先程総会でも報告しましたが、自主研究で「迫切する高齢化の問題」の中で「今後農協がどういったような役割を果たすべきか」と、また「市町村がどういった役割を果たすべきか」ということを検討してまいりっております。

今回おぜひ先進地として取り組まれております栃木県の塩野谷農協、矢板市の福祉事業の取り組みについて十分学びたいと思っております。いろんな苦しみがあつたと思うのですが、そういう中で地域に農協の役割が非常に重要だということを斎藤さんは強調しておられます。北海道はこの面ではまだ遅れています。今日は斎藤さんからその辺りのことをじっくり聞かせてもらいたいと思います。宜しくご静聴をお願いしたいと思います。それではひつやくお話し申上げます。斎藤さん、宜しくお願ひします。

齊藤 隆さん今日は。今お紹介を賜りました齊藤でございます。本來は組合長が来て、組合長からお話しするわけですが、私は役不足かと思いますけれども、宜しくお願ひしたいと思います。

なお高齢者の問題につきましては、現在全国的にJHAでも取り組んでいたいところのような動きがJHA、「二年特に進んできております。私どもの方は実際に日帰り介護、「デイサービス」を始めましてちょうど二年半になるわけでございますが、本当に私も福祉の「ふ」の字も知りませんでした。「農協でひとなじみをやりななくてはならないのかな」と、当時は思いました。まして昨今のように農協の経営の厳しい中で、この事業をやつたことによってすぐさまJHAの経営の中に反映できる事業でもございませんので、非常に不安を持つていたところでござります。

しかしながらトップが決断をし、トップがこの事業をやっていくのだとうことでございましたので、その命を受けましてやってきましたところ、結果的には全国で初めてのJHA単独の「デイサービス」事業をやつたということで、皆さんから注目されたわけでございます。

私どもの組合長も、この運動はぜひ全国的な運動にもつっていく必要がある。従いまして、始めてからずっと全国から視察にお見えになつておられます。また、どのような高齢者のセミナー等にも組合長自らも出ておりますが、私も歩かせていただけております。

そんなことでご縁がありまして、今日初めて北海道へ来たわけでございますが、私は福祉関係の専門家ではないません。JHAの職員でござりますので、私からは実際に私どもの農協で取り組んだ経過なり現在やつている状況をお話しだして、今抱えている問題といいますか、やつてきた中でこういう点が大変なところだというようなことをお話を聞いてみたいくらいです。

矢板市の概況と福祉施設

栃木県もやつと一百万人になりました。全国で一〇番目に一百万人に

なったわけでございますが、今日お聞きしましたら、札幌市は百八十万人口ということですから、札幌の市内に栃木県の約九割に匹敵する人口といふことで驚いたわけでございますが、矢板というのは北関東、栃木県の中でも県北に属してござります。今度世界遺産に登録される事になりましたが、日光には一時間ぐらいで行く所でございます。今年の三月にこの矢板市と塙谷町と喜連川町、氏家町、高根沢町の一市四町、五JHAが合併をして、「JHAしおのや」となつてになりました。

この中で高齢者福祉に取り組んでいるのは私ども「JHAやいた」の矢板市だけでございまして、現在塙谷町の方でも農協としてやりたいといふようなことと行政との話を進めていたところでござります。今のお新JHAの中で他町村はやっておりませんので、旧「JHAやいた」の事例をご説明します。まず矢板市の概要を説明します。人口はわずか三万七千人でございますが、高齢者比率は一六・一%ということで、もう高齢社会に入つてござります。全国の平均がたぶん一六%まではいつていいと思いますが、全国の平均より若干上回つてゐるというのがこの矢板市の状況でござります。

私どもの市内には栃木県の厚生連の「塙谷総合病院」がござります。それから特別養護老人ホームの「ハタ苑」というのがあります。これも厚生連が運営主体になって経営しているわけですが、非常に健康管理活動、介護福祉関係につきましても、支援を賜つていただけるところでござります。それからちょうど私どもが平成六年に始まった時に、民間の老健施設ですね、お医者さんがやつておられる施設が一ヵ所でございまして、それが市の受託を受けております。現在は二ヵ所お医者さんの方でありますが、一ヵ所のみが公的受託、一ヵ所は個人でやつておられるというようなことで、市内にはこの特養「ハタ苑」がやつておりますデイサービスと、老健施設でやつておられるデイサービス、それから私どもの方のデイサービス「やすらぎ」と、デイサービスについては三ヵ所やつております。

これも市の中に事務局があり、矢板市の場合は、ホームヘルパーさんの派遣事業、それからボランティアによります給食サービス、それから介護機器等のレンタル、そういうものは社会福祉協議会の方でやっております。

「デイサービス施設をもつて田帰り介護、デイサービスについてのみ」
△がやっている状況でござります。

「JAしおのや」の概要

それから「JAしおのや」の概況でござりますが、合併致しまして組合員人数が正・准併せまして一万三六〇人でござります。まだ合併したばかりでございましたので、業務の調整等を今やっている最中でござりますが、「旧JAやいたの場合は、組合員総数で一・八〇〇人程度でござります。

それから事業の内容ですが、新しいJAの中でのJAの福祉関係は、経済部の中に生活福祉課を設けまして、今は旧矢板だけなものですから、他の地区にも進めていくことと云ふようなことで、本所生活福祉課が企画等をやっております。
デイサービスセンター「やすらぎ」と「やすらぎ・さわ」との二つの施設が旧やいたの中にあるわけでござります。

女性部会の活動から生まれた「デイサービス」

次のページが今まで取り組んだ経過でござります。これにつきましては、旧やいたの場合には、女性部会がスタートラインでございました。申しますのは、平成元年の頃だったわけですが、今デイサービスセンターの施設長をやっている職員が生活指導員だったわけでござります。

この指導員も生活指導一筋にきましたので、三十数年生活指導をやつてきたという中で、女性部会の組織ももつてきましたので、将来高齢化社会が来る、それぞれの家庭でも介護を要する方が必ずできてくる。そ

の時に介護をするのは誰でしょうか。それは多分私たち女性が担当するようになるのではないかと思うかと。だったら、今のうちからそういうことを始めを始めようじゃないかということで、先程申し上げました厚生連病院の婦長さん、そういう方にJA指導をいただいて、「介護教室」を始めました。

これはもちろん、今じうホームヘルパー教育とか研修といふことではない、家でそういう事態になった時に対応できるといふことで、実技を中心とした勉強会でございました。しかしせつかくやるのだったら全過程を修了した人には修了証書を組合長から出そうじゃないかというようなことでやってまいりましら、四年間で七五名の修了者が出てきました。一日休んでも修了証書はいただけませんから、これに参加した女性会のメンバーは恐らくこの倍くらいはいたのではないかと思います。そのことによって、JAとして介護福祉に取り組む上で女性会の方からそういう基盤が築成されたと言いますか、そんな空気が出てきたと、これが矢板の福祉事業のスタートラインといふふうに捉えております。時を同じくして国では「コールドプラン」が出、それそれ関連の法律も改正されました。もちろん農協法も平成四年五月に改正されました。

としでもこの老人福祉に関する事業ができるようになりました。
たまたま矢板市でも老人保健福祉計画をつくるなくてはならないといつた中で、私どもの福田組合長がその策定委員になつて行政の会議にて行きました。原案なるものを見ますと、農協の「の」の字も、JAの「J」の字も入っていないと。組合長の言葉を借りますと、「何か忘れてしませんか。農村部ほど高齢化が進んでいるではないですか。しかもその速度は都市部に比べて一〇年から先を進んでいる。農村部で介護を要する方は、かつては農協の組合員として農協運動に貢献してござられた方が今困っているのではないか。そこに何故農協が手を差し延べられないのだ。是非この中にJAとしての役割を入れてくれないか」ということで、市の方に申し入れをしまして、「農協さんも、やってくれる

んじむか。そういうことであれば、どういった面で入れるのか、入れていいましょか」ということで、取り入れてもいいたわけだと思います。当然組合長一人では細かいことはできません。当時は生活担当でありました神山が行政の職員と細々と話をします。そのことによって行政とJAとのつながりができてきましたことだと思います。

特にJAと行政の中では農林関係、農政関係のパイプが太いわけでございまして、この福祉関係というのは全く初めてのケースでしたが、そんなことで行政との話し合いも上手く進められましたとございます。「じゃあ、やさしい」ということになりましたが、一体どういうところからやつていいのか、全くノウハウがございませんでした。栃木県の場合は農協の福祉関係は中央会が担当しておりますが、中央会の方でも県との接触の中で、栃木県としての在宅総合支援事業といった県独自の事業をやっていきたいということで、「マイサービス事業のモデル施設をつくりたいのだが、今度JAさんでもできるようになったので、何処かJAさんでやってくれるといろはないか」というようなことを言われました。組合長が中央会の役員もやっていましたので、「じゃあ、うちの方でやってみようじゃないか」というようになります。組合長自らが県庁に出向いてどのくらい助成がいただけるのですか、どんな規模でいいんだというようなこともつぶさに聞いてきました。「その程度ならやれるのではないか。じゃあ始めようじゃないか」というようなことで、中央会と県と私どもの方と協議をしたわけです。

しかし肝心要の地元の行政と話をしなかつたのですから、ちょうどその話が十一月頃ですからもう既に次年度の予算は決まっていたというような中身だったわけで、「じゃあ農協さん、一年延ばしてくれませんか。平成七年からにしてくれませんか」ということになりましたけれども、組合長が市長のところに行きました。「じゃ、何とか補正予算でも予算化してくれませんか。大した金額ではないじょ」というようなお願いをしてしまって、市長さんも了解していただきまして、平成六年一

〇日に発足しました。普通ですが、年度当初なのが、年慶途中で始まったのは、そんなトップ会談の結果そのようになつたわけだと思います。

介護する人は七四%がお嫁さん

実際にこの事業を始めるにあたって、本当にJAがやって果たして利用してもらえるのだろうかという心配がありましたので、これも女性会員を対象としたアンケート調査を実施しました。その集計結果の抜粋ですが、(一〇頁参照)「あなたの家で介護を要する方がおりますか」、これは女性部会だけの調査で、組合員からいたしますと約一割の声ということになろうかと思いますが、その中でも介護を要する方が約七%いること。単純に私たちの「団JAやいた」の組合員にかけますと、約一〇〇名は介護をする方がいると。

じゃあ「その介護をやってるのは誰ですか」というのですが、もう七四%がお嫁さんです。「介護をやってくる中の悩みは何ですか」、身も心も疲れます。外に出られません。外に出られないというのは、農作業もできない。勤めにももちろん行けない。場合によつては子どものPTAの集まりなどにも行けない。そういう諸々言われてゐるかと思いますけれども、大半がそういう悩みだと思います。

じゃあ、「農協でそういう施設を持った場合、利用してくれますか」という質問ですが、大半の方は、昔の老人ホームとかそういう所へ入れたきりにしてしまつていうことはなくて、できるだけ家族で介護していくよ。しかし農協でそういう施設をつくってくれるのだったら利用しますよ、というのが、約五〇%の方がそういうことだと思います。じゃあ、やっても利用はしてくれるな、というふうなことがこれでもある程度分かつたわけだと思います。

当初私たちが想定したのは、「マイサービスしてあげる」ということ。介護をされる方が一番恩恵を被るのかなとうつふうに思つていました。



資料1 取組の経過

- 平成元年 4月 婦人部の事業として「介護教室」を始める。
(平成4年まで実施75名が終了)
- 平成元年 12月 「高齢者保健福祉推進10か年戦略」が発表された。
(平成11年までの通称ゴールドプラン)
- 平成2年 6月 福祉関係8法改正の中で、老人福祉法、老人保健法において行政計画として「市町村老人保健福祉計画」の策定が法定化された。
- 平成4年 5月 農協法の改正により「老人の福祉に関する施設」として、農協の事業に位置づけられた。
- 平成5年 4月 農協法の改正に伴いJA栃木中央会より「高齢者福祉事業方針」が示され、6月の高齢者福祉担当部課長会議でその説明がなされた。
(実施に当たっては行政と十分な協議が必要)
- 平成5年 8月 栃木県単独の在宅介護総合支援事業のうち、高齢者デイサービス事業があり、そのモデル施設を作りたい旨の情報を得た。
- 平成5年 12月 「矢板市老人保健福祉計画」策定のため、福田組合長が計画策定委員となる。この計画の中にJAが果たす役割を明記した。
(8月計画書提出、平成6年3月制定)
- 平成6年 3月 県単事業による高齢者デイサービス事業の取組について検討を始める。
矢板市で6年度予算化していないので、1年見送る予定が、組合長と市長のトップ会談で、9月市議会で補正予算化してもらうことになった。
- 4月 JAやいた婦人部を対象に高齢者実態調査を実施した。
(別紙集計の抜粋を参照)
- 4月 デイサービス事業実施に向け関係機関で協議検討(矢板市、JA栃木中央会、JA)し、6月に事業計画が作成された。
- 7月 JAやいたデイホーム開設について、理事会で承認された。
- 8月 改修工事開始。9月完成。
- 10月 デイホーム「やすらぎ」開所
- 平成8年 3月 デイホーム改修工事(特殊浴槽、一般浴槽増設ほか)
- 4月 国庫補助B型デイサービスセンターとなる。
- 平成10年 4月 二つ目の施設デイサービスセンター「やすらぎ・さわ」開所

資料2 高齢者実態調査集計結果（抜粋）

調査実施日： 平成6年4月15日

調査票配布枚数： 521枚 同回収枚数332枚 回収率63.7%

☆家族の方で、介護を要する人がおりますか。

いる。23人(6.9%) いない。309人(93.1%)

☆介護をしているのは誰ですか。

嫁 17人(73.8%) 妻 1人(4.4%) 夫 3人(13.0%) その他 1人

☆介護上の悩みは何ですか。

心身の疲れ 16人(69.6%) 外出できない 11人(47.8%)

介護の方法に不安 4人(17.4%) 経済的負担 4人(17.4%)

家族関係 3人(13.0%) 相談相手がない 1人(4.4%)

☆今後、介護をどのようにしていきたいとお考えですか。

ホームヘルパー（デイホーム）などを活用しながら、自宅で世話をしたい。12人(52.1%)

自宅で家族親族だけで、世話を続けたい。10人(43.5%)

特別養護老人ホームなど公的な施設に入所させたい。1人(4.4%)

しかしあつてはじまとして、これはそうではないのですね。介護をしている方が「本当に助かります、おじいちゃんが今日「やすらぎ」に行っています。お陰で、おじいちゃんのことを考えないで一日野良仕事に励めます。自分の家事にも励めます。しかし家にいますと、どうしても「おじいちゃん、何やっているんだろう」ということが頭から離れません。非常に助かっています。安心してその日は仕事ができます」ということを利用者の方から聞きました、「ああ、なるほどな」ということで、この統計にもありますように、特に女性の方に対する労力の軽減になっていることがあります。今になつてわかつておきます。

最初は県単事業で平成6年10月、行政の年度は4月から3月までなものですから六年の十月から三月の六ヶ月、それから平成7年一年間は県単事業でやってまいりました。その後国庫補助に乗せまして、現在は国庫補助でやつてもらっています。そういうことで平成7年度までは県単事業、八年度から国庫事業ということでお聞き取り願いたいと思いますが、後でその経過についてはお話ししたいと思います。そんなことで、平成6年の十月にスタートしたといふことになります。

マンパワーの養成

次に、マンパワーの養成でございますが。先程の介護教室の修了者を何とかうまく活用できないかなと思ったわけでございますが、如何せん目前のところの研修でしたし、公的な資格も得ておりません。

栃木県では中央会が中心になりまして、平成4年からホームヘルパーの養成研修を始めましたけれども、私どもは平成5年から、この七五年の修了者の中から五十歳未満の方に研修を行つていただきました。「何で五十歳以上では駄目なのよ」と言われて叱りも受けました。やはり働いてもらうには定年六十歳ということで、五十歳未満、若妻の方の方がいいのかなということでお願いしたのですが、そんな叱られた経験もござります。

資料3 マンパワーの養成

養成研修会の受講料及び、旅費・日当をJAが負担して、JAのヘルパーとして位置づけ全員にデイサービス事業に当たってもらっています。

平成5年	ホームヘルパー養成	{2級3名(うち職員1名)、3級1名}
平成6年	"	{2級4名}
平成7年	"	{2級3名(うち職員1名)}
平成8年	"	{2級3名}
平成9年	"	{2級3名}
合計		2級16名、3級1名

平成五年からこのよくな形で、最終目標は「一級を取つていただく」ということで研修に出しました。一年度目はうちの方では出さなかつたわけですが、他のJAさんで養成に出しましたところ、資格を取つてきただけれどもJAのヘルパーじゃなくて、病院あるいは社協のヘルパーになつていつてしまつたというお話を聞いたものですから、せつかくJAで資格を取つていただいたのに、やつていただくことは結構ですが、何とかJAのヘルパーで残したいということで、受講料から研修に行つた旅費等、費用の全部を農協が抱えまして、資格を取つてきた時点で「あなたはJAやいたのホームヘルパーさんですよ」そういう位置づけをしてまいりました。

平成五年からはじましたので、五年に二級の資格を取りますのが六年の一月過ぎになります。ちょうど六年の十月からこのデイホームという形で始まりましたので六ヶ月間のブランクがありました。幸いなことに資格を取つた方は全員今JAのこのデイサービスセンターで常勤なり非常勤という形で勤めていただき

ております。そんな経過を辿つたわけだと思います。

施設と事業の概要

「施設と事業の概要」としては、後でお金の関係もお話ししますが、施設につきましては、新しくて立派なものをお話しでございます。しかしながらJAは会計上立派な施設を持ちますと必ず減価償却をしなければなりません。福祉事業、現在のところはもうサービス事業でござりますから、むしろ赤字が出て当然というような事業です。

頭ではわかついても事業に取り組めないというのはこの辺が一番のネックかと思いますけれども、新しい立派な設備が欲しいわけだと思いますが、なかなかそれができないということは、私どもの方ではやむを得ずJAの保有施設を改修してやるのと云ふことになります。

今一つ曰もそつてございますが、一つ目の施設も昭和四十年代、いわゆる自転車・バイクの時代でございましたけれども、市内に一番目ぐらにできたスーパー・マーケットだったのですが、多分融資をしていてそれを農協が担保として取つたのだと思うのですが、当時のことは私は分かりませんが、それをAコーブ店にかえました。Aコーブ店をやつした時に結婚式場も併設いたしました。しかし時代が変わつてきました車社会になりますと、駐車場がないと商売になりません。結婚式場も郊外に立派なホテルなり結婚式場ができたということで撤退せざるを得ない。その後この施設は中古車センターにしたり、あるいは何とか減価償却の糧にもと思いまして、焼き肉屋にテナントでも貸しました。改修するとまたお金がかかってしまうのです。店舗ですから三面をガラス張りにしまして、シャンティアなども入れて店内を改装したわけですが、それでも焼き肉屋さんに貸しても二年足らずで出ていかれてしまつて、投資した分を回収はできなかつたと思いますが、そんな繰り返しがあります。

資料4 施設と事業の概要

1. 施設

(1) 名称 : JAやいたディサービスセンター「やすらぎ」

(2) 場所 : 栃木県矢板市本町8・14 [JAやいた「みのり苑」敷地内]

TEL : 0287-43-2080

(みのり苑=元結婚式場の愛称)

(3) 構造・床面積 : 鉄骨木造2階建 1階部分243.58m²

2. デイサービス事業

(1) 事業方式 : 矢板市からの受託事業(公的受託事業)

(2) 利用対象者 : おむね65歳以上の方で、体が不自由であったり、寝たきりであるために、日常生活を営むのに支障のある方とその家族。

(3) デイサービスの内容 : 養護・生活指導・健康チェック・送迎・食事サービス・入浴サービス・日常動作訓練・レクリエーション・家族介護教室。

(4) 利用料 : 1日700円(食事、おやつ代、入浴代) 創作活動の材料費は実費負担

(5) 利用日 : 月曜日~金曜日(祝祭日及び年末年始を除く) 午前9時~午後4時

(6) 利用定員 : 1日おむね15名程度(うち寝たきり5名以上)

(7) スタッフ(B型としての最低要員は7名) :

施設長1名(正職員) 生活指導員1名(常勤)、寮母2名(うち常勤1名)、

看護婦1名(非常勤) 介助員2名(非常勤)、運転手1名(朝、夕)

その他(塩谷総合病院婦長、看護婦、市登録ヘルパーの支援)

(8) 業務開始 : 平成6年10月4日 栃木県単事業によるデイサービス事業開始。

平成8年4月1日 国庫補助B型によるデイサービス事業開始。

その後は、じゃあいつそのことこのことを生活事業の拠点事業所でやろうということで、そのまま今度葬祭事業ですね。組合員のところでお葬式がでた時には祭壇を農協で買いまして、私たちも行きましたけれども、職員がお飾りしまして、お返し物等も農協を利用してもらつというようなこともやってきました。現在は県の経済連がそういうふうな会社をつくっておりますので、全部そちらに業務委託はしておりますけれども、そんなこともやつたり、それから食材センターですね。組合員宅への食材の宅配、それから米の小売りとか、そういうものをそこでやってまいりました。

しかしながら、経済事業を幅広くやっておりますけれどもなかなか効率化が図れませんでした。私どもの「旧やいた」では四カ所の支所がありました。この「デイホーム」を始める時に、購買事業を見直し一元化しようとということで、支所にありました肥料、農薬、飼、生活用品、そういったものと購買あるいは販売の担当職員を全部本所に集めました。余った職員もいましたのでそういう職員を旅行事業なり、あるいは市と一緒につくりましたが農業公社への出向職員、あるいはこの福祉事業の職員というふうに、自然退職を補充しないで人を減らしながらそういう新しい事業に取り組み、職員の再配置をやってきたわけでございます。そんな関係で、その時にこの生活の拠点事業所も本所の方へもつてきました。ここが空いたのですから、じゃあここをデイホームにしようということで、始まったわけでございます。

今になつて非常に良かったと思いますのは、ちょっとイメージがわかないかと思いますが、焼き肉屋さんをやつた時にガラス張りにしました。この県単事業でも改修するのに、費用としては一五〇万円しかいただけません。とても一五〇万円では改修できません。実際には二八〇万円から掛かりましたが、そういうことでござります。もしもお金があったら、そのガラス張りのところは取り除いて、こういうふうに閉じ込めた感じにつくつたかな、と今言っているのです。でもお金がありませんで

したのを、そのまま使いました。いつもしたが、いまになりましたが、非常に明るくて、中にはお年寄りの方も外の動きがわかります。「今日は車が多いね」「小学生、今帰りだね」というふうに。また外を歩いている方が「農協で今度『ティサービス』というのが始まつたけど、何やってるんだろ?」「ああ、中でやっているけど、幼稚園や保育所と同じだね、ただ中の年齢が違うだけで、やっていることは同じなんだね」というようなことで理解をしていただきました。また町



▲記念講演会場

を歩いている方が「ひいひい」の誰さんが来ているんだね。じゃあ寄っていこうか」というふうな感じで、たまにはお茶菓子を貰つてしまふれるというような方もおりまして、「今そういう効果が出ております。これは保有資源でも捨てたものじゃないなど。むしろお金がなかつたので良かつたのだな」というふうに思つております。

結婚式場を改築

もう一つ良かったことは、結婚式場をやつた時に調理場がありまして、現在はその調理場を、その結婚式場は「」にありますように「みのり苑」という愛称で言つてゐるのですが、そこでは第三者の業者の方に業務委託しております。

農協では家賃をもらつていてるわけでござりますが、あくまでも「みのり苑」という形でやつてもらつてますので、その方が組合員のところの上棟式、あるいは葬祭とか法事とかそういう時の仕出しまやつています。

またJAとしての部会の懇親会とかそういう時もそこを利用していらっしゃるわけですが、そういうことをやつてもらつておりますので、その方にこのティサービスセンターの方のお皿も提供していただいております。調理施設はそういう意味で持たなくて済んでおります。そんなことで、遊休資源を活用することで、費用の軽減を図つております。

また二つ目の施設は今年の四月に開所したのですが、これは先程申し上げましたように肥料・農薬といったものを本所に集中しましたので、支所の資材倉庫が空いていました。行政の方でそこには印を付けて「資材倉庫を改修してやつてくれ」というようなことで始まりましたが、そういう保有資源を使ってやつてきております。

デイサービス事業の概要

それからデイサービス事業でございますが、ここにありますように、これは公的受託ということで矢板市から受託を受けてやっています。

これは県単事業の時は六十五歳以上の方というのが原則でございましたが、一日八名程度みてくださいと。これは国でいつの型でございましたが、小規模ということじでございますが、朝九時につちの方に送ってきていただいて、健康チェックですね、血圧なり体温を計って、午前中は動作訓練あるいは折り紙とかそういうものをやって、お昼を提供し、午後は昼寝をしたりテレビを観たり、歌をうたったりというような形で、四時になると家の方が迎えにきてくれるというようなことで、それが県単事業でございました。

それを始めまして六ヵ月たつてから、この施設を利用するようになってお年寄りが非常に明るくなつた。それから家でわがままだつたけど、ここに来るようになつてから家でわがまま言わなくなつた。ここに来るのが非常に楽しみになつたというような意見が出されました。

しかし、「農協さん、もう少ししごつたこともやつてくれませんか」と。それは、送り迎えをしてくれないか、お風呂にも入れてくれないか、時間外も土曜日もみてくれないか、ということなんですね。しかし「とてもじゃないですが、そんなに出来ませんよ」ということじでございました。

たまたま行政の方もお見えになつておりましたので、「農協さん、もうこの事業が始まつたのではバックはきかないでしょ。前進ギアのみでしょ。だつたら、いつそのこと県と市じやなく、國のお金もいただきましょ。そのために私ども、多少は予算化していきますよ」というようなことで、平成八年から国庫補助B型にのせるような形になつてきましたわけじでござります。

施設と事業の概要の中に出でおります内容につきましては、現在のい

わゆる国庫補助B型の内容でございますが、現在は送り迎えの他に入浴、それから家族の介護教室ですね、これも義務づけられております。人員につきましても一日一五名以上、そのうち五名は寝たきりの方です。

特養に入る資格のあるような方も五名はみてくださいといつことじで、それに基づきまして国では年間幾らというような助成が出るわけじでございます。現在このB型では最低七名のスタッフでやつしてくださいといつうことになつております。B型になつたのが平成八年の四月一日からじでござります。

実際にこのデイサービスを受けるのにどんな手続きが必要かという事ですが、例えば私の父親がもうボケてしまつてちょっと手が混んで介護が必要となり、家でみられないでの何とかお願ひしたいといつ場合には、私が父親の診断書と申請書をもつて市の方へ行きます。これは農協でもいいのですが、原則的には市の方へ行きます。

そうしますと市の担当者と私どもの施設長が私の家に来ます。私の父が本当に介護をするだけの条件に合つているのか審査をし、また週に何回くらい利用したいのとか、あるいは家族がどうだとかそういうつたものを調査をして審査資料をつくりまして、市の審査会で決定されるわけです。決定権は市長さんです。農協組合長ではございません。私は農家をやつていますのでJAの組合員ですが、一般市民の方もそういう形で申し込みをなさいます。一般市民の方も、「基準に合っています。じやあこれは農協さんでデイサービスを受けてください」「分かりました。じゃあその方をお受けしましよう」ということです。

従いましてJAが運営をしていますけれども、必ずしも組合員家族だけをみるとといつことじでございません。公的受託でござりますから一般市民の方も介護をする必要があります。その辺が非常に地域密着型の事業でござります。現在利用者のの方からしごつお話を聞いております。「農協さん、知つていましたよ。お米を集めて肥料を売つて、貯金もあり共済もやつてゐる」。「公共料金、うちでも税金だけは払つてゐるよ。



▲講演する斎藤さん

資料5 デイサービス事業の流れ

1. 委託契約の締結

市（行政）とJAとデイサービス事業の受委託契約をする。

2. 委託契約時（年度始）

市に事業計画書、収支予算書を提出

3. 利用者の申請から決定まで

利用申請～利用申請書・健康診断書の提出。（市福祉課へ）

↓

訪問調査～市福祉課職員（JAデイサービスセンター施設長同行する。）

↓

決 裁 ～ 決定権は市であるから利用者は組合員（家族）とは限らない。

↓

決 定 ～ 申請者宛次の書類を送付する。

↓

利用決定通知書

委 託 ～ JAデイサービスセンター「やすらぎ」宛次の書類が送付される。

利用決定通知書

利用申請書の写し

↓

健康診断書の写し

利用登録台帳の写し

介 護 ～ 通所開始

中止決定～ 申請者宛送付・・・中止（取消）通知書

J Aデイサービスセンター宛・・・中止（取消）決定報告書

4. 毎月の報告及び連絡事項

①市に当月利用者予定表及び前月利用状況報告書を提出。

②利用者に予定表を送付

5. 事業完了後（年度末）

①30日以内に事業実績報告書及び委託料請求書を市に提出。

②市は、事業報告書及び委託料請求書受領後30日以内に委託料を支払う。ただし、委託料の一部を4月（前期）と10月（後期）に前金払いする。

農協の口座から払っているよ」というような方もおられます。「しかし農協さんでこの福祉事業をやるというのは知りませんでした。こんな素晴らしい事業をやつしているというのは知りませんでした。しかも私たちちは農協の組合員でもありません。でも利用させていただけるんですね」、「そうですよ。ですからねばあちゃんの年金は農協に入れ替えて下さいよ」とここで言いたいのですが、そこまで聞えないのがこの事業の辛さです。

私共では信用専門担当者がおりますので、信用専門担当の方で「おばあちゃん、ティサービスセンターへ行つてあるけれど、どう、元気?是非年金は農協へね」というような形でお願いはしております。そういう総合メリットを出していただきませよと、この事業は現在ではなかなかペイできないかと思いますが、そんなことで、非常に地域の皆さんから「農協さんやるわい」というようなことで熱い目を注がれております。これはJAだけではなくて、行政と一緒にになってやつたからということができたのだと思います。そんなことでやつてまいりました。

平成六年に始まつた時には、農村部ですかつていう暗いものがございました。全部が全部じやございませんけれども、小姑なりがお嫁さんに「お義姉さん、お父さんみるの大変だから、やむりきに預けるんでしょう」、それからお嫁さんがこの「ティサービスセンター」に来て「うちのお義母さん、ここに来ておるの内緒にして下さいね」、そういう方もおりました。でも県単事業をやつしていく中で、一年半ぐらじやつてきまして、利用者懇談会を開いた中では、そうじやないんだと。「もうお父さんがそういうふうになつたら、むしろティサービスセンターにやつた方がいいよ、お義姉さん。お父さんも生き生きするよ。市の方へ申し込めば大丈夫なようだから、やつた方がいいよ」。それからもう内緒じやないですよ。「みんなしてお世話になつておるんだから、何とか手がすいた時には、ヘルパーさん大変だから一緒に介護を勉強しながら奉仕しようじゃないの」というような話になつきました。

もちろんそれは国を挙げて今の新コールドラインと云うようなこと

で介護保険に向けてやつていますから、確かにそういう効果もあつたかもしれません、身近でこういう事業をやつたことによつてもかなり啓蒙はされたのかなと云ふに思つております。

「やすらぎ」の利用状況

平成九年度五、三二六名利用

それから平成八年度の利用状況と九年度の利用状況ですが、県単事業でやつた、送り迎えも家人、ただティホームと健康チェックと日常動作訓練、お風呂をいたたくということでは、非常に利用者も少なかつたのです。しかし送り迎えをこちりでやる、お風呂も入れるということになりましたり、平成八年度の利用状況を見ていたいとも、登録人数(これはティサービスセンターを利用したいという)と市の方に登録されている方ですが)は、このように四月から月を追つごとに増えていつたということです。

この中で気付いたことは、家庭では非常にお風呂に入れるのが大変だという、これが一つ大きな魅力でござります。当初県単で利用率が低かつたということはお風呂に入れなかつたこともありますけれども、送り迎え、どうしても家の方にやつてもうひとつになりますと、もうそれだけで通えないということがありますので、その辺もありまして国庫補助B型の方になつてきたことだと思います。

現在送迎するワゴン車でございますが、普通のワゴン車一台と、寝たきりの方、いわゆるストレッチャーのまま車に乗せられる、あるいは車椅子のまま車に乗れるというようなリフト付きのワゴン車一台と合わせて二台は行政が買つて、農協に無償で貸してもらつています。ただそのガソリン代だと保険料、そういうものは運営費の中で支出していくわけですが、そういう行政からの助成もござります。

そういう形で平成八年度やつてきたわけでございますが、九年度を見つめますと、下の方に用賃利用者内訳とありますと、右側の方に見



▲デイサービスセンター「やすらぎ・さわ」



▲デイサービスセンター「やすらぎ・さわ」のスナップ写真
エレクトーンを弾いているのは通所者です。元学校の教師です。

合計欄があります。基本事業の中では延べ人数で五、三三六名の介護をやつています。八年度と比較しますと延べて約一千名増えています。この数字から見ましても、昨年は年間平均しますと一日一九人くらいでございますが、今年は二〇人を超えているというようなことで最初の施設はもう飽和状態で、行政の方でも「これ以上みると危険だろ」と

と。「じゃあ、早く一つ田をつくれ」などと、行政の方から一つ目の施設の声がかかったところよくなっています。非常に高齢化が進んでいるということがこの数字からも窺えるのではないかと思います。

それから、現在来ております方の状況でございます。平均年齢が八十五歳です。男女の比率は男性が四割女性が六割です。女性の方が多くてす。あと痴呆とか寝たきりとか虚弱、身障といふのはこの中で身体状況というようなことで載っておりますが、このような割合でございます。そんなことで年々利用者は増えています。

「補助金の内容」ですが、平成六年、平成七年は県単事業でございましたして、六年につきましては半年でござります。最初始まつた時には、受託料につきましては一九四万円いたしましたけれども、この使途は非常に厳しかったです。

ヘルパーさんの人件費あるいは厚生費、研修会費用のみです。トイレットペーパー一巻も補助金から買つては困りますからね、という状況でございました。

それから先程申し上げましたが施設助成金は一五〇万円のみでござります。その收支決算の中で支出の方を見ていただきたいと思いますが、二九四万円は労務費という形でヘルパーさんの人件費に全て使っております。の中には正職員もいるわけですが、それについては使つてはいけないということですので、ヘルパーさんのみに支払ったと言うことです。

施設の運営費と改善費

それから施設改善費は約一八〇万円かかってございます。それから施設の運営費ですね、消耗・備品なり水道光熱費その他いろいろございます。テレビを買つたり冷蔵庫を買つたりといったところがございます。そういうもので一三〇万円。そうしまして、県と市の受託料それ



▲▼「やすらぎ」の食堂スナップ



から施設の助成金をいただきましたけれども、二六〇万円から経費の持出しがございます。これは直接費でのくらい出ているということになります。その他に職員の人事費と施設の償却費があるわけですが、ですから農協の会計で部門損益と言いますと、これで二六〇万円からの持ち出し、その他に職員の人事費、共通管理費的なものを含むるとかなりのマイナスが出ます。理事会で、「半年で二六〇万円、単純計算でも一年で五一〇万円じゃないか。五一〇万円も農協が出してやる事業かい?」これは当然行政がやる事業ではないか」というようなことが言われました。しかしそれもやはりトップが「まあ、それは言うけれども、これは最初の年でいろいろお金はかかつた。しかし組合員が今介護をする方がいて困っているのに、農協は何も手を出さないというのはないだろう。初年度だからかかったかもしれないが、行政にもお願いをして助成金も増やしてもらおう、あるいは内部でも創意工夫をしながら、

資料6 デイサービスセンター「やすらぎ」利用者懇談会での要望意見

●実施期日平成7年2月24日

参考者：市福祉課 課長、係長、担当者

J A 組合長、福祉課長、ヘルパー

利用者家族 8人

☆意見

- ①通所するようになって、老人が明るくなった。
- ②団体生活をするようになって、家でのわがままが少なくなった。
- ③ヘルパーさんが親切で、通所するのが楽しみのようである。

☆要望

- ①老人の送迎をしてほしい。
- ②入浴施設を設けて入浴させてほしい。
- ③時間外も介護してほしい。

●実施期日平成8年7月25日

参考者：市福祉課 課長、係長、担当者

J A 組合長、専務、参事、総務部長、福祉課長、ヘルパー

利用者家族 19人

☆意見

- ①ほかの施設も利用してみたが、サービスの内容（親切）は「やすらぎ」の方がよい。
- ②家では出来ないところまで見届けて世話してくれる。
- ③ヘルパーの言葉づかいがいいねいで、やさしさを感じる。
- ④「やすらぎ」に通所した日は気分が良く、楽しんできたことを話したり、笑いが多い。
- ⑤通所日は介護から解放され、ゆっくりとした一日を過ごすことが出来てありがたい。

☆要望

- ①「やすらぎ」と利用者家庭との連絡票のようなものを作ってほしい。
- ②利用者どうしの連絡網もあって良いのではないか。
- ③時間外介護の場合の料金を設定してほしい。

資料7 J A しおのやデイサービスセンター「やすらぎ・さわ」改修工事概要

(単位：円)

1. 改修工事費 内訳	45,530,200
改修工事費	42,000,000
設計料	2,035,000
系統施行管理料	1,495,200
2. 資金計画 内訳	45,530,200
デイサービスセンター施設設置	
改修補助金（県1/2・市1/2）	13,570,000
在宅介護施設建設資金助成金	15,980,100
市補助金（上乗せ分）	7,990,050
J A自己負担金	7,990,050
3. 施設	
支所の肥料・農業・飼料倉庫増改築	
改築部分	106m ²
増築部分	113m ²
床面積	219m ²
4. 平面図	別紙の通り
5. 開所	平成10年4月1日

なるべく出費を少なくしてやつとこう」というようなことで、組合長が役員を説得していただきまして、続けたわけございます。二年目になりますと、県単事業では施設の助成金はございません。受託料のみでございます。二年目になりますと、県の方でも「若干は他の運営費に使ってもいいでしょう。しかしその時は市と相談をして許可を得てやってください」と。それから「どうしてもうちの方でも持ち出しが多いので、市の方でも幾らかお願いします。」というようなことで、

ことがありますように市単独で少ないですけれども、一〇万円いただきました。また社協からも「農協さん、そういうことをやっているのなり、うちの方からも助成するわ」ということで三万円いただきました。助かりました。トイレットロール代にはなりましたから。それで二年度目の決算が出ておりますけれども、直接費は概ね受託料等ができるようになつたところとござります。

それでその次の年にはもうB型にしていくかというようなりと、先程申し上げましたように施設関係では、国からは助成をいたしません。県単事業でございましたけれども、県と市で一、三五八万円ほどいたしました。それからこれは全共連で助成措置があったのです。施設に対して一千円、それから備品等を購入するにあたっては最高五〇〇万円で半分出しますよ、という情報が日本農業新聞のトップに出ましたので、「組合長、このお金、いただきましょう。とにかく全国で一番先に始まつたんですから、うちの方を越えて他に行くことはないでしょう。行ってもらつてきましょう」ということで私と組合長で行つてお話をし、助成をいただきました。助かりました。

しかしながらB型に改修するのに、特殊浴槽だけでもいいお風呂だと一千万円かかります。とてもそんないお風呂買えません。中止になる八〇〇万円にしましたが、これは湯槽が下から上がつてくるのです。私も知りませんでした。寝た方をリフトに乗せまして、沈めるのではなくて下から湯槽が上がつてくるのです。入る方はちよつと違和感があつたようですが、そうしますとヘルパーさんは自然体で作業ができるのです。安いものですから中腰でやらなくてはならない。腰を痛めてしまつといふようなことがありますので、あまりケチつたこともできなかつたのですから、その程度で留めましたけれども、そついたものがかかります。

実際二〇〇万円ほど足りなかつたのです。でもこの一帯の施設は、先程申し上げましたように、いろいろ変遷した中で地元の業者が全部やつ

ていましたので、「うちの方で儲かる仕事だつたら、あなたのところも儲かせるよ。でもこれはサークル事業なんだからあんたのところもサービスしなさい」と組合長が書いて一〇〇万円ほど負けてもらいました。それでこの二つの施設は農協の持ち出しがなくて改修が済みました。

補助金と収支決算

決算ですが、今度國の事業になりますと受託料として約一、九〇〇万円、これは年々、物価上昇分ぐらいかどうかわかりませんけれども、九年度も三八万円ぐらい増えておりますが、こんな形で国が二分の一、あと残りを県と市から出していただいているのですが、これが来ます。これは運営についてはもう何に使ってもいいですよ。しかもこの中から職員分は五〇〇万円弱でござりますが、その分はみてもいいですよとうことです。それからこの利用料一日七〇〇円というのは利用する方が取つてくださいと。これは県単事業の時は五〇〇円でした。入浴なり食事もこの中に入つてこますからこの七〇〇円をもらいます。JAの負担が五一萬九〇〇〇円と載つておりますが、支出の方を見ていただきました。労務費ですね、これがホームヘルパーの報酬。常勤ヘルパーについては農林年金、いわゆる社会保険に全部入つています。その事業主負担もここから出していいですよといふことです。この中には正職員一名分の給料も入つております。

それから運営費ですね。このように被服費というのはホームヘルパーさんの作業衣、ユニホーム、そういうものも含めましてこのようにかかるております。それから利用者経費というのはいただいたるもの、ほとんどこれは返しておりますので支出も同金額になつております。この二七二万八〇〇〇円ということで、直接費は概ね賄われております。

こゝから五〇万円出ておりますが、実は労働生産性を上げるといふ考えは絶えずもつておりますので、一五名みればいいところを約一〇名みえてきたわけでござりますが、ヘルパーは増やさないできたといふような

資料8 指助金の内容

平成6年度(平成6年10月1日 - 平成7年3月31日)

科目	補助金額	補助割合	使途
受託料	2,942,000円	県1/2・市1/2	ヘルパー人件費、研修費のみ
施設助成金	1,500,000円	事業開始年度のみ助成 県1/2・市1/2	施設新築、改築等に充当
合計	4,442,000円		

平成7年度

①運営費助成金

科目	補助金額	補助割合	使途
受託料	5,980,000円	県1/2・市1/2	ヘルパー人件費、研修費、運営費の一部
運営助成金	100,000円	矢板市	運営費
	30,000円	矢板市社会福祉協議会	運営費
合計	6,110,000円		

②国庫補助B型に向けての助成金

科目	補助金額	補助割合	使途
施設改修費	13,586,940円	県1/2・市1/2	B型に向けて入浴施設等整備
施設改修費	10,000,000円		全共連より住宅介護施設建設資金等助成制度に基づく助成金
施設設備品等	2,500,000円		全共連より介護機器等購入費用助成制度に基づく助成金
合計	26,086,940円		

平成8年度

科目	補助金額	補助割合	使途
受託料	28,972,000円	国・2/4 県・1/2 市・1/2	デイサービスセンター運営費 (およそ500万円は正職員の給与に充当できる。)
合計	28,972,000円		

資料9

収支決算書(H.6.10.1-H.7.3.31)

1. 収入の部

(単位:円)

科目	決算額	摘要
福祉受託料	2,942,000	県1/2・市1/2
施設助成金	1,500,000	初年度限り助成県1/2・市1/2
運営助成金	0	
J A負担分	2,635,596	
合計	7,077,596	

2. 支出の部

(単位:円)

科目	決算額	摘要
福祉労務費	2,942,000	ヘルパー人件費、研修費等
施設改築費	2,832,500	改築費用等
施設運営費	1,303,096	消耗備品、水道光熱費、その他雑費
合計	7,077,596	

ことで、実際お金が余りました。これはやっぱり行政の関係なものですから、「お金を余されたのでは困るんだよ」というようなこともあります。事業計画の中で職員一名の年間分をみていましたので、八年度は全額労務費で支出しましたので、逆に五一万九〇〇円足りなくなつたということで、まあ格好いい決算書ができたということでございました。

それから九年度は補助金のことは載つておりませんが、今の決算書の方です。今度受託料も増えまして、約三、〇〇〇万円近いお金が来たわけでございますが、それと利用料、それでまた社協の方でも三万円ほどいただきまして、実際に今度の決算では正職員につきましては四九二万円だけ繰り入れまして、決算しました結果JAの負担は一〇万円でございます。

その他に先程も申し上げましたように、減価償却費についてはかなり増えております。ただ理事会等でもお話をしているのですか、施設を改修した分については確かに償却費が増えておりますが、建物そのものについては利用しなくとも帳簿残がある限りは減価償却をしなければなりません。それから職員についても、この事業を始めるために職員を採用したのではなくて経済事業を効率化した中でその余剰人員を使ったということであれば、その職員をクビにしない限りは何処かで人件費は負担しないことはならないという考え方にしては、「これは勝手な考え方かもしれません、そういう視点に立てばそれはみなくてもいいのではないか」と。

収支決算書（H.7.4.1-H.8.3.31）

1. 収入の部

(単位：円)

科 目	決算額	摘要
福祉受託料	5,980,000	県 1/2・市 1/2
運営助成金	130,000	市 100,000・市社会福祉協議会 30,000
J A 負担分		
合計	6,110,000	

2. 支出の部

(単位：円)

科 目	決算額	摘要
福祉労務費	5,660,360	ヘルパー人件費、研修費等
施設改築費	0	改築費用等
施設運営費	449,633	消耗備品、水道光熱費、その他雑費
合 計	6,110,000	

(注)

1. 通所者の昼食及び教材費は別会計となっている。（1日利用料500円）
2. ヘルパー報酬内容
常勤ヘルパー（AM 8:30～PM 5:00）日給6,300円、
通勤手当支給、社会保険加入
保健婦（週2日、半日勤務）半日で5,000円、通勤手当支給
非常勤ヘルパー（AM 9:00～PM 4:00）時給900円、通勤手当なし
3. J A 負担分には、正職員の人件費及び施設の減価償却費は含まない。

ただJ Aの部門別の損益の中ではやはり償却費なり人件費の一部、それは出ていますが、逆にそれはその程度でこの事業ができたのだというふうにご理解願いたいというふうにお話をしております。

この事業をやりましてJ Aのイメージアップには非常にになっておりまして、員外の方はもちろんですが組合員の方もやはりお年寄りをかかえている方あるいは自分も間もなくそういう時代になる方等については、やはり関心をもつてもらつて、「農協、よくやつてるわ」と直接言つてくれる方は少ないですけれども、「二つの施設を別な支所につくる時は、これは農村部でございましたが、「やはづらの方にそういう施設をつくつてもうつと非常に心強いですね」というようなことが言われております。

公的介護保険も平成十二年から施行されるわけですが、保険には加入了けれどもサービスを受けるところがないということになりますと、特に農村部は今就農されている方も六十五歳を越えている方が多くなつてきておりますので、これからは受け皿としてその辺もJ Aとしてやっていく必要があるだろうと思いません。

それとこの事業を中心とした事業展開、先程申し上げましたように、介護保険ができるのも只ではございません。一割の負担がございます。これら準備も進めてもらつて、それからそれぞれの市町村で介護に対する助成措置等もございます。うちの方でもそれらを行政から聞いてきましてそういう環境の方に、「誰々さん、今度オムツするようになつたね。じゃあ、オムツをするようになると日々これだけの行政からの助成があるんですよ。申請した方がいいですよ」ということがアドバイスできるようになりました。どうしても組合員の方、そう言つては語弊がありますが、役所へはなかなか行きづらい。でも農協だつたら気軽に話せるというようなことがありますて、そんなことのアドバイスもできるようになつてきております。

いずれにいたしましても、介護保険になりますと今度は受ける方が施

資料10

収支決算書（H.8.4.1-H.9.3.31）

1. 収入の部

科 目	決算額	摘 要
受託料	28,972,000	国(2/4)・県(1/4)・市(1/4)
利用料	3,267,075	1日700円
JA負担	519,525	
計	32,758,600	

2. 支出の部

科 目	決算額	摘 要
労務費	22,929,580	ホームヘルパーの報酬、常勤3名、非常勤7名、正職員1名
運営費	6,561,945	需要費、被服費、役務費、研修費、備品購入費
利用者経費	3,267,075	食事、おやつ、入浴、教材費等
計	32,758,600	

収支決算書（H.9.4.1-H10.3.31）

1. 収入の部

科 目	決算額	摘 要
受託料	29,359,000	国(2/4)・県(1/4)・市(1/4)
利用料	3,728,200	1日700円
補助金	30,000	矢板市社会福祉協議会より
JA負担	104,802	
計	33,222,004	

2. 支出の部

科 目	決算額	摘 要
労務費	24,809,426	ホームヘルパーの報酬、常勤3名、非常勤7名、正職員1名
運営費	4,684,366	需要費、被服費、役務費、研修費、備品購入費
利用者経費	3,728,212	食事、おやつ、入浴、教材費等
計	33,222,004	

(注)

1. ヘルパーの報酬内容

常勤ヘルパー（AM 8:30～PM 5:00）日給6,300円、通勤手当支給、社会保険加入
保健婦（週2回、半日勤務）半日5,000円、通勤手当支給

非常勤ヘルパー（AM 9:00～PM 4:00）時給900円、通勤手当なし

2. JA負担の中には、施設の減価償却費は含まれない。

3. H. 9年度の労務費には職員分（492万円）が含まれている。



設を選べるということになります。今私どものJAでも、広域合併で行政は五つ、JAは一つということになりますが、組合員の方も「矢板でそういうことをやっていて、何でうちの方は出来ないんだ。同じ農協だものできるんじゃないの」というふうに言われておりますが、いつた意味でこれから他の地区にも波及していかなくてはならないと思つております。これは介護保険になつても、行政単位になつていてはもう見えておりますので、広域でそういう保険者になるというような方法もあるようござりますけれども、そういう中でやはり農村部で受け皿がないということは大きな問題だと思います。「保険あって介護なし」というようなことにもなりかねないわけですので、これからあとわずかでござりますけれども、そういう中でのJAとしての準備も必要ではないかというふうに思います。

またこれを中心とした信用事業、共済事業、特に経済事業の中では、今私どもの方では社協がやっておりましてなかなかできないわけでございますが、介護用品の販売、これは総合病院の中に売店をもつておりますのでそこで一部販売もしております。それからレンタルにつきましては、それでも事業としてなつていくのではないかと思いますし、そういう面での福祉を中心としたこれからJAの事業戦略を考えていかなければならぬと思います。

設を選べるということになります。今私どものJAでも、広域合併で行政は五つ、JAは一つということになりますが、組合員の方も「矢板でそういうことをやっていて、何でうちの方は出来ないんだ。同じ農協だものできるんじゃないの」というふうに言われておりますが、いつた意味でこれから他の地区にも波及していかなくてはならないと思つております。これは介護保険になつても、行政単位になつていてはもう見えておりますので、広域でそういう保険者になるというような方法もあるようござりますけれども、そういう中でやはり農村部で受け皿がないということは大きな問題だと思います。「保険あって介護なし」というようなことにもなりかねないわけですので、これからあとわずかでござりますけれども、そういう中でのJAとしての準備も必要ではないかというふうに思います。

「やすらぎ」の改修工事五、〇〇〇万円

参考までに「やすらぎ」二つ目をつくった経費でござりますが、遊休施設、保有施設でも改修するには約5千万円からかかります。従いましてこれは△単独でもできますが、何と申しましても地元行政の支援を受け一体とならなくてはやつていけない事業でござりますので、行政の方とお話し合いをした中で助成をいただいてやつていくと。でき得ればハーフ部分は行政にやつていただきて、中の運営をヘルパーさんの養成なりはもう皆さんのところでも始めていねと思いますので、そのヘルパーさんを活用していただけて公設、民営、欲を言えば△営でやっていけばベターだと思います。

私どもの方でも二つ目の施設でこいついう話がございました。保育所の庭が公益道でかかつてしまつものですから保育所を移転しなければならない。保育所は庭がないと致命傷ですが、老人介護については庭はなくとも大丈夫なのです、「そこを改修するから農協さん運営やってくれるかい?」というお話があつたのですから、もうこれは渡りに船です。「やります」と言いましたら、次の日からその話が消えてしまつたんです。これはやはり公的な立場の中ではいろいろ、圧力と言つたら語弊がありますけれども、そういったものがあるのかなと思いました。

その次の話が先程申し上げましたように、「沢支所の倉庫が空いているんじゃない?」あれを行政の方でも一層の時よりも、市単独でも上乗せをするから改修してやってくれないかというようなお話がありました。そういうことで農協の施設を利用しましたけれども、多分皆さんの地区でも、町で保険福祉センターとかそういう大きな建物を建てられるところがあるのでないかと思います。その中でそいつたティーサービスセンターなりあるいは小規模でもいいと思いますが託老所的なもの、そういうものをやるということになれば、その運営を農協でやらせてもらいうところのが一つの方法かと思います。

また今日は「デイサービスについて私どもの方のお話をしましたけれども、これを面的に広げていくには、ヘルパーさんを家庭に派遣するホームヘルプサービス事業、それからこれからは今度はショートステイですね。泊まりができる、そういうことも要望されいねではないかと思います。

私どもの方も、利用していきたいという方が非常に多いのですから、この表の中でも六十名から利用したいと。一五名の定員だということになりますと単純に割りますと四〇人に一回の利用ということでござりますけれども、「もうそれではうわじやあ駄目ですよ。一週間に三回はデイサービスしていただきたいんだ」ということになりますと、農協の「やさりき」だけでは受けられません。そういうと冒頭に申し上げましたように、民間のいわゆるお医者さんがやつてている老健施設のデイサービスを受けたり、特老のデイサービスを受けたりします。そうしますと必ずサービスの質が歩いてきますとわかるわけですね。すると、手前味噌になりますが、「農協のサービスが一番いい。うちのおばあちゃんも農協へ行きたがつているんだ。なるべく農協にしてくれないか」というふうな声があります。従いまして、介護保険になりますと、恐らく公的受託を受けていますからうちの方でもサービス提供機関にはなると思うますが、その辺でもある程度質の高いサービスをしておけば競争に勝てるのではないかと思います。

それから都市部ではもう民間が入っています。従いましてこの事業は儲かるから民間が入るのだと思います。だから民間に入られない方に農協が手を打つということも必要かなと思います。

農村の福祉サービスは農協運営で

それと農村と都市部では自ずからコストも違つてしまります。私どもの方も送迎しておりますが、非常に広範囲から送迎しておられますからソリン代なりそういうたった経費はかかるべきです。民間はそういう所には

来ません。都市部の小さい地区で効率重視の儲け主義ですから、JHAはそれがやりませんからその差が出てきます。ですから行政の方でも民間にやつてもいいといふことになれば、やはり農村部は、これは厚生省でも「中山間地はもう農協だ」といふようなことも明言されておりますので、是非お取り組みになりますように。やつすることで地域の皆さん、あるいは組合員の皆さんも助かるわけじやりますので、これを中心とした後の事業展開をじうするかじうじとは、私の方でも今摸索中でござります。

初めて来て生意気なことを言つたかと思いますけれども、共々農協運動としてこの福祉事業をやっていきたいと思いますので、是非とも頑張つてやついただきたいと思います。

な私どもの方でもデイサービスを実際に始める段階で、ヘルパーの実践研修も遠い所は愛知県、新潟あたりからも泊まり込みで一緒に私どもの方のヘルパーと研修等もやっております。もしもういう機会がほしいということになればうちの方でも受けしますし、実際にちょっと遠いですけれども施設を見たいということであれば視察は断つておりませんので、是非ご覧になつていただきたいと思います。また全中さんで「デイサービスのすすめパートー」というビデオをつくつておりまして、実は今日持つてくれれば良かつたなと思ったのですが、その方がお話ししてもイメージがわくのかなと思ったのですが、ちょっと時間がなかつたのですから連絡がとれませんでした。中央会にあると思いますので、それを見ていただきますと矢板なり新潟なりの事例がわかりますので、そんなものを参考にしていただければと思います。

大変長時間になりお疲れだったかと思いますが、以上で私どものJHAのデイサービスの取り組みについてご報告を申し上げたわけでござります。参考になつたかどうかわかりませんけれども、是非頑張つていただきたいと思います。ご静聴ありがとうございました。ご静聴ありがとうございました。

質問と答

司会 齋藤さんからは福祉事業に取り組む過程での辛さ、それを乗り越えて福祉事業が進展していく、その結果地域に非常に喜ばれる農協というイメージが出てきたかと思うのですが、そういう意味で非常に具体的な話で、いろいろ参考になつたかと思います。

斎藤さんにもお許しも得まして、質問があればお受けします。

質問者 北星短大という地元の短大に赴任しておつまし、地域農業研究所の仕事もすつとしている田口と申します。

お伺いしたいのは、利用者の中で、例えば平成一〇年の三月ですと登録者六七名ということになつてしまつしやるようですが、このうち農協組合員のご家族といつのはどのぐらゐいらっしゃるのかといつのが教えていただきたいといつのが一概でござります。

もう一点は、お話の中に出てきたかと思うのですが、デイサービスが矢板市内に他にもあるといつことによんじいのでしょうか。特養さんのところから老健施設の方と1カ所ずつあって、それぞれの規模がどんなふうな状態なのか。A型、B型、C型のいずれなのかといったようなことを2点ほどお伺いしたいと思います。

斎 藤 最初の質問の組合員と員外の利用割合でございますが、甲によつていろいろ変わつてきますけれども、平均しますと五分五分と言つてよろしいかと思います。4月の時点では組合員が五一%ぐらいですか、そんな程度ですかほんほんとおもひます。デイサービスセンターに来ていらる方は状況によつて病院に行くあるいはお亡くなりになつてしまつたかといつ関係で、甲によつて員外の方が多くなつたり組合員の方があがくなつたのじやないかと思います。平均しますと半々ほんほんとおもひます。

それから市内のデイサービス関係でございますが、特養の場合はひとつしても寝たきりが中心になります。特養の「ハタ苑」というのは県の厚生連が運営主体になっておりまして今ベッド一〇〇床でござります。デイサービスについては、人数は多分一〇名から一〇名の間ではないかと思います。

ついでだからお話ししますけれども、一日の利用料金はうちの方は七〇〇円なのですが、多分「ハタ苑」の方は四〇〇円か五〇〇円だろうと思います。というのは、行政の方の考え方が、「ちの方の施設は、先程申し上げましたように業務委託先から貰い取りの形になるわけです。しかし特養の場合は寝たきりの方を対象に施設を直接作っていますので、若干増やせば済みます。だから経費はそんなにかからないだらう」ということでの行政の指導のようござります。私どもも「七〇〇円では安いだろ。もう少しほしいんだ」という話をしましたが、「矢板のデイサービス関係の利用料では農協さんが一番高いんだ。だからこれ以上は取らないでくれ」ということなものですから。その辺が応益負担の原則で、もう少しもらいたいんだという話をしましたが、駄目なのですから、やむを得ないなと思っています。

それから老健施設の方もやはり入園されている方、それからちょっと私もそういった細かい点はわからないのですが、老健の場合は措置費といふよりも医療点数なのです。ですから送迎の間に手の動かし訓練や何かをするとき数になつてお金になるのです。例えはうちの方は利用料が七〇〇円ですが、送り迎えしますと老健施設の場合は一、〇〇〇円ぐらいいきつとなるのだと思います。ですから保険法と福祉法の違いが出ているのだと思うのです。老健施設の方はデイサービスを何名やつているかというのは、ちょっと私はつかんでおりませんのでご容赦願いたいと思いますが、そんな形でやつております。特養はA型になると思います。これは農協では出来ません、社会福祉法人にしなければなりません。老健施設は何型に属するかは判りません。

それからもう一点付け加えさせていただきますと、先程の利用状況の九年度のところを見たいと思います。実は今度介護保険になつてきますと、平成九年度は措置費として受託料を一、九三五万九〇〇〇円、国・県・市からいただいたのですが、これはもうその施設にこれだけで運営して下さいという形です。この九年度の利用状況の中で身体状況ということで痴呆、寝たきり、虚弱、身障とあります合計欄を見ていただきますと、例えば痴呆性の方は一、八七六名一年間でみましたよということです。これについては今度一〇年度からは厚生省の方で事業費保障方式式といふことで、この人に対しては一日みますと七、六〇円出しますよと。それから寝たきりの方については一万六〇〇円、それと虚弱の方が三、〇〇〇円、身障の方が六、八〇〇円というようなことで、これで算定をしていきますと、この九年度の実績にその単価を掛けますと、今一、九〇〇何万円もらつていますけれども約一一七万円ほど多くなります。従いまして今後そういう方式でやっていく中では、寝たきりの方を多くとればそれだけ収入が増えるということになりますので、それは経営戦略になつてくるかと思います。

司会 他にございませんか。どうぞ。

質問者 JAの職員ですが、ヘルパーさんの募集についてお伺いしたいと思います。私は人口六、〇〇〇人とか五、〇〇〇人ぐらいの田舎の農協ですが、例えは常勤のヘルパーさんなり非常勤のヘルパーさんというものが、そういう田舎の地域で募集して確保できるようなことになるのでしょうか。

齊藤 ヘルパーの研修につきましては、費用については全部農協といふことです。現在こんなふうな養成をしております。今年の養成研修が九月頃から始まります。栃木県の場合は三級からはじまって引き続

いじ一級とうつむけになつていて、これは、この方法をとつていています。もぐ間もなく六月あたりになりますと、今年度ヘルパーに行く方を女性会を中心募ります。なかなか女性会の中でも駄目なものですかが、これはある程度こういったものに情熱を持つてくれる人じゃないと向きませんので、六月頃に公募して、資格はなくとも「やさらぎ」の方と一緒に作業をしていただきます。もちろん給料も払います。

一緒に来ていただいとやつていくうちに、つらうけないといつ方も出てきます。つらうける者だけを研修に送っています。今は逆に先に職場に入つてもうつていて、といつようなことじやつております。

それからヘルパーさんにつきましては、それぞれ地域によって異なるかと思いますが、私どもの方のヘルパーさんも農家のお嫁さんが多いです。そうしますと果樹栽培、ブドウをやつている方がいるのですが、そういう方はブドウの収穫期になると田でひられません。それからうちの方は稻作が中心でございますから、コールテンウイークの場合は田植えでヘルパーさんが休みになりますが、秋の採り入れ、そういう時にはやっぱり出でこられないといつような方もおられます。それからピアノの先生をしていて午後になるとやはり生徒をもつていてるといつような形で午前中だけといつ方もおります。いろいろ仕事をもつたり自分の特技をもつたりしておりますので、それをティサービスセンターの中でも字の上手い人、絵の上手い人、そういうたそれそれ似顔絵を描いてやつたり、そんなどもやっております。

報酬的には、こちいと比べてどうかわかりませんけれども、非常勤の方でも時間九〇〇円といつのははうちの方でもまあまあの方でござります。一番困るのは、いわゆる田舎さんの扶養になつていて扶養から飛び出しまつ方が出でてゐるわけです。そういう方は非常に一生懸命なものだから田でせりてくれるのですが、ボーナスを払いたくても払えないと、「要らなかうだす」と言われてしまつのです。そんなこともやります。

それからある面では非常勤の方でもまあまあですか、女性の職場として非常に結構なおこづかいが稼げるわけです。従いましてなるべく組合員の家族の方に出てきてもらいたいといつふうに思つてゐるわけです。がなかなかそうもいきません。常勤の方になりますと当然扶養にはなりませんので給与になりますが、結構大丈夫だと思いますよ。ですから九〇〇円でも月に七、八万の方もおられますので、その辺は扶養を越えないようにといつになりますと、施設長のコントロールが難しいようですが、女性の小遣い稼ぎと言つたのでは詰弊がありますけれども、私がそう思つてゐるだけがわかりませんが、来でいる方も結構満足しているのではないかと思います。ただその人がそいつた仕事が好きでなくしては駄目ですが。

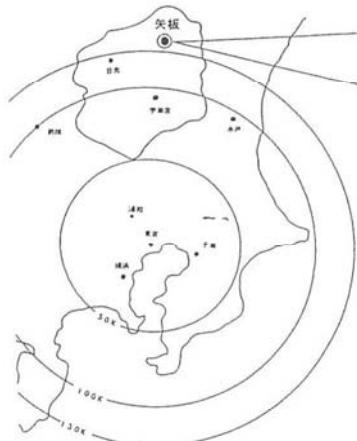
また、どうしても基本給を上げてしまひますと経営的にも苦しくなつてきますので、今年は若干見直しをしなくてはならないことは思つていますけれども、今まで基本給は抑えてあります。最初平成六年に始まつた時から全く同じです。しかし残つたものについては行政に返すわけにもいきませんので、最終的に三月決算で余つてあるものはヘルパーさんにボーナスとして支払つております。従いまして、その辺のといふがけていると言つては何ですが、そんなといふが喜ばれております。

会計年度のことですが、JAの会計が三回、一回なのです。事業の方は四月、三月分なものですから、ちょっとといつては決算の中でやり直りといふのがござります。この決算書につきましては、これは行政の方に出でてゐる決算書といつことじや理解を願いたいと思います。二月末で未払い金を計上してある程度やつなくてはならないといつことじや、ちょっと複雑なといふのがござりますが、これはやむを得ないなど。行政の方でもそれは認めてもらつております。以上ござります。よろしい

矢板市の概要

矢板市は栃木県の北東部に位置し、宇都宮から37・3km、東京都から141・8kmのところにあり、東北自動車道・国道4号線などの幹線道路とJR宇都宮線・東北新幹線が南北に貫き、首都圏機能の受入に有利な位置にあります。市面積は、約170㎢で北西部に高原山と日光国立公園の一部である八方ヶ原の高原があり、本市は高原山の南面の裾野に位置します。地形的には起伏の多い丘陵地が多く、河川沿えに農地が開けております。(約50%が山林で農地は20%)本市の人口は、約37,000人で、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合を見ると16.1%(平成9年10月)であり、平成12年の高齢化率は17%になると予測されています。

1. 栃木県厚生連「塙谷総合病院」
2. 特別養護老人ホーム「八汐苑」
- 民間施設
老健施設1カ所



思います。非常に苦しい中でも矢板では二つの施設をつくるといつていとは、それだけ自信をもつておられたと思うのです。一般的に我々、福祉事業なんていったら回介物になるのではないかという心配があるので、今斎藤さんの最後のしめくくりの話にもありましたように、将来福祉産業といのうは三〇兆円産業だと言われていますが、そういう意味で企業も目をつけて入り込もうとしているということは、やっぱりこれ、儲けると言つてはおかしいですが、決して損をしない事業だということですね。しかも地域に愛される農協にしていくためにも、北海道ではその点もよく将来を見通しながら進めていく必要があります。どうもまだ北海道の農協というのは、いわゆる生産至上主義でございまして、生活といつことにおまり力を入れていないという現実があります。お話を聞きますと、府県では生活相談員というのは営農相談員と同じように重視されているというふうに聞いておりますが、これからこういう福祉事業なども手にかけていくことが必要ではないかと、そういう面で非常に勉強になつたかと思います。斎藤さん、今日はどうもありがいながらお会いました。



ティーサービスセンターの一日

自宅にお迎え

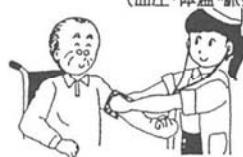


8:50

身体の不自由な方のために車イスや
寝だままで利用できる
リフトバスで送迎します。

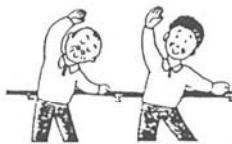


到着 休けいをしてから
健康チェック。
(血圧・体温・脈拍)の測定



10:00

軽いレクリエーションで楽しみましょう。
(日常動作・ラジオ体操・ゲーム)



昼食



利用者の健康状態を
配慮した食事を提供
します。

11:30

休けい

利用者のみなさんと懇
談したり昼寝・テレビ等
でのんびりと休養。



入浴



一般浴槽や寝だままで
でも入浴できる特殊
浴槽で全身を清潔に。

12:00

お茶

1日の反省をしてみましょう。



帰宅



12:40

13:00

JAやいた

ティーサービスセンター「やすらぎ」

矢板市本町8-24 ☎43-2080